

令和2年10月 1日

加西市教育委員会

Chromebookの活用に係るガイドライン Ver. 1

令和2年度より順次実施される小中学校学習指導要領では、未来を主体的に切り拓く力の育成のため、すべての学習の基盤を育成する資質・能力として、「言語能力」「問題発見・解決能力」と並んで、「情報活用能力」が示され、その育成のために各教科の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るよう定めている。

また、GIGAスクール構想においても、多様な子どもたちに個別最適化され、一人一人の資質・能力が一層効果的に育成できる教育ICT環境を実現することが求められている。

これらのことから、加西市児童生徒に10月1日より一人一台配布されるChromebookの利活用を推進するために本ガイドラインを策定する。

めざす児童生徒像【小中9年間で育てる児童生徒像】

自ら学びに向かい、確かな学力を身につけるとともに、正しい情報を適切に活用し、グローバル化に対応できる表現力や問題解決能力の基礎を備えた児童生徒。また、社会の一員として他者と共生できる情報モラルを兼ね備えた児童生徒。

1 Chromebookの運用について

これまで推進してきた「ICTを活用する教育」から、「より発展したICTを活用する教育」への大きな転換期であることから、令和2年度は各校種、各学校において、児童生徒の発達段階などを含めた学校の実情を十分に検討した上で段階的な運用を目指す。

- (1) 令和3年度より、児童生徒が登校と同時に保管庫より自分のChromebookを取り出し、下校時には責任をもって保管庫に戻すような運用を目標とする。
- (2) 各学校において、児童生徒の学習に効果的な活用事例を積極的に情報共有し合って推進する。また、運用にあたり起こりうる問題について十分に検討や研修を行う。
- (3) 小中学校それぞれの入学時に貸出機等の使用に関する同意書を提出することにより、学習ツールとしての意識付けをさせ、不適切な使用や、紛失、破損を防ぐ。不適切な使用については、指導の上使用を停止する場合がある。また、加西市が貸し出すものであって、個人の所有物でないことから、児童生徒が設定を変えたり、アプリを追加したり、装飾を加えないものとする。
- (4) パスワード管理は児童生徒が行い（小学生にはQRコードを配布する）、休み時間は必ずログアウトする（小学生は実情に合わせて対応する）。
- (5) 保管庫の鍵の管理については、担当が中心となっていくことを原則とする。

- (6) 臨時休業等で、自宅に持ち帰る場合は、児童生徒のICT環境の平等性が確保されているかを確認し、対策を講じる。(令和2年度は平時の持ち帰りを想定していない)

2 ICT活用に向けての加西市の取組について

- (1) HYOGOスクールエバンジェリストやKasaiスクールエバンジェリストによる伝達講習を行う。(スクールエバンジェリスト…ICT教育に係る推進教員)
- (2) 学習指導要領で求められるICTを活用した授業の展開を行うため、教育委員会において市内各校の取組や市外取組を収集し、活用事例を紹介する。
- (3) ICTを利用した効果的な指導や活用を全教職員が身に付けることができるよう、操作方法や活用方法について研修講座を企画する。

3 情報モラル、セキュリティについて

(1) 児童生徒について

- ①これからの社会を生き抜くことができるよう情報モラル教育の徹底を図る。
- ②学習以外での使用は禁止とする。
- ③パスワードは自分だけが記憶し、友達には絶対に教えない。
- ④自分の端末を他人に貸したり、使わせたりしない。
- ⑤カメラの撮影、メール送信、ネット検索、書き込みは、教師が許可した時のみとする。
- ⑥アプリを追加したり、設定を変えたりしてはならない。
- ⑦Chromebook内で行われた操作履歴は全て残り、管理されていることを周知させる。

(2) 教職員について

- ①各アプリの活用方法について十分に検討し、学校として共通した活用を行う。
 - ・アプリの利用方法(危機管理面も含めて)を教職員が熟知し、情報共有する。
 - ・学習動画、授業の動画等、著作権や肖像権の問題が含まれる画像の配信にあたっては、管理職の決裁を仰ぐ。
 - ・児童生徒とのChromebook内でのやりとりは複数の教師が確認できる体制を整える。
- ②児童生徒が家庭で使用する場合について
 - ・児童生徒のICT環境の平等性が確保されている(家庭の送受信能力)。
 - ・各校のICT教育のねらいに基づき、学校もしくは学年で使用方法を確認してから始める。

③Chromebook内のコミュニケーションツールの使用について

- ・指導や対応が必要な場合は、直接児童生徒と向き合って、コミュニケーションをとる（教職員と児童生徒の安易なコミュニケーションツールとしない）。
- ・「直接話すことか」「必要な送信か」を考えた上で、伝わる表現を意識し、文字として残ることを念頭に丁寧な表現、言葉遣いに心がける。
- ・私用のSNS等のコミュニケーションツールと混同した使用をせず、教職員としての自覚を持ったコメント等を書き込む。
- ・閉ざされた空間にならず、児童生徒とのやり取りは複数の教職員が把握できる風通しの良いネット空間をつくる。
- ・保護者とのコミュニケーションツールとして利用しない（面談や電話で行う）。

④小学1年から中学3年まで9年間にわたって使用することを念頭に置き、受け持った担任や小・中・特別支援学校の校種間の違いによって、次に受け持つ立場の者が困らないように配慮する（特にコミュニケーションのとり方）。

⑤絶えず教職員自身の情報モラルを見つめ直す（私用の端末利用時も含めて）。

- ・個人情報の漏洩 ・肖像権 ・著作権 ・ハラスメント
- ・不適切な書き込み（教師の仕事内容や感想の書き込みも含む）
- ・間違った情報の拡散（リツイート、いいね 含む）
- ・パスワード、ID、アカウント等を扱う際の危機管理意識
- ・加西市教育情報セキュリティポリシーの遵守

4 その他

本ガイドラインに記載のない事項については、随時、協議決定する。